

## キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成します。(詳しくは、厚生労働省のHPで[キャリアアップ助成金\(社会保険適用時処遇改善コース\)](#) | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

### 社会保険適用時処遇改善コースの概要

#### 1. 手当等支給メニュー

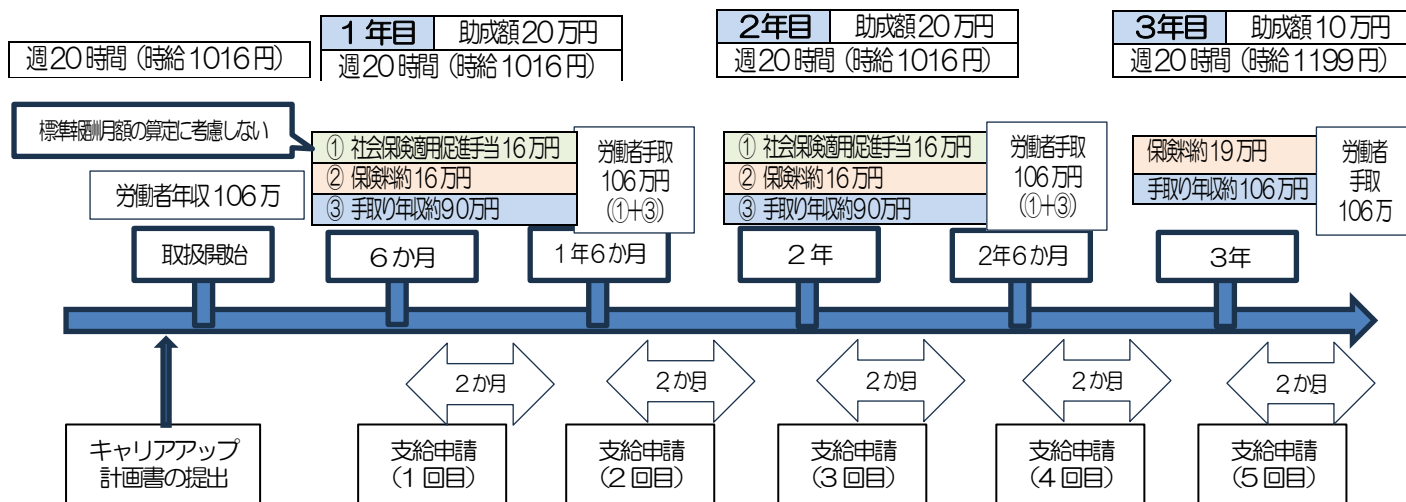
事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成します。

	要件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	①賃金(標準報酬月額・標準賞与額)の15%以上分を労働者に追加支給すること(社会保険適用促進手当※1)	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月ごとに 10万円※2×2回
2年目	②賃金の15%以上分を労働者に追加支給する(社会保険適用促進手当)とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること		6か月ごとに 10万円※2×2回
3年目	③賃金(基本給)の18%以上を増額させていること(労働時間の延長との組み合わせも可能)		6か月で 10万円※2

※1 事業主が支給した「社会保険適用促進手当」については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

※2 大企業は、7.5万円

#### ●活用ケース



#### 2. 労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に事業主に対して助成を行うものです。以下の表の①～④のいずれかの取組を行った場合に、労働者1人あたり中小企業で30万円(大企業の場合は22.5万円)を支給します。

	所定労働時間の延長	賃金の増額	申請の時期	1人当たりの助成額
①	4時間以上	—	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月で 30万円 (大企業は22.5万円)
②	3時間以上4時間未満	5%以上		
③	2時間以上3時間未満	10%以上		
④	1時間以上2時間未満	15%以上		

#### 3. 併用メニュー

	要件	申請時期	1人当たりの助成額		
1年目	賃金(標準報酬月額・標準賞与額)の15%以上分を労働者に追加支給すること(社会保険適用促進手当)	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円)		
2年目	上記の取組を行った上で、以下のいずれかの取組を行うこと		6か月で 30万円 (大企業は22.5万円)		
				所定労働時間の延長	賃金の増額
	①			4時間以上	—
	②			3時間以上4時間未満	5%以上
	③	2時間以上3時間未満	10%以上		
	④	1時間以上2時間未満	15%以上		